

平成 20 年 4 月 1 日

各加盟団体理事長 殿  
各ブロック協会理事長 殿  
各加盟団体競技運営担当者 殿  
各加盟団体審判長 殿

(財) 日本ハンドボール協会  
競技本部長  
常務理事 江成 元伸  
(公印省略)

平成 20 年度競技運営に関する通達について (通知)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本協会の競技運営に格別のご尽力を賜りましてありがとうございます。

さて、新年度に向けて大会、諸行事の準備におわれていることと拝察いたします。標記事項につき、下記の通り通知しますので、関係方面に周知徹底されますよう諸連絡をお願い申し上げます。

記

1 マッチバイザーの任務、平成 20 年度版について

表記マッチバイザーの任務、平成 20 年度版を 4 月 1 日付けで発行した。

2 大会裁定委員会開催基準改正について

大会裁定委員会開催基準は、国内公式大会におけるハンドボール競技のラフプレイからの健全化を図る当初の目的を達成したと判断し、表記基準を改正する。

従来は 3 回目の退場に伴う失格以外は、全ての失格・追放に関する報告書を作成し裁定委員会を開催してきた。さらに、裁定委員会はハンドボール競技の健全化を図る目的で制定したことから、原則として失格に対して出場停止の処分を科すこととしていた。今後、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長が違反の内容によって出場停止、もしくはそれ以上の処分を科すことが必要であると判断する場合にのみ、裁定委員会を開催することとする。裁定委員会を開催することが必要ないと判断されるラフプレイによる直接失格に対しては、報告書を作成する必要はない。この判断は、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長がそれぞれの立場で判断することであり、それらの一人でも必要と認め

れば、各人の責任で裁定委員会開催に関する報告書を作成し、競技委員長に提出しなければならない。競技委員長は、試合終了後直ちに提出される報告書により、裁定委員会を開催する。

### 3 裁定委員会報告書の改正

第2項の裁定委員会開催基準の改正に伴い、裁定委員会報告書を改正した。決定事項に1、処分なしを追加した。

### 4 処分通知書の改正

第2、第3項の改正に伴い、処分通知書を改正した。処分内容に処分なしを追加した。

### 5 マッチバイザー報告書の改正

第2、第3、第4項の改正に伴い、マッチバイザー報告書を改正した。試合マッチバイザーは終了後に、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長に裁定委員会の開催の有無を確認し、記録することとする。

また、得点を記入するために、一部書式を変更した。

### 6 チーム責任者マークの廃止について

平成19年4月1日付で、各競技において、チーム役員はベンチで氏名を特定するために、首から吊すカードを携帯することとなり、各大会で実施した。公式記録用紙にはチーム役員欄の責任者欄にA、以下B、C、Dに氏名を記入している。今後は、従来着用していたチーム責任者マークの着用の義務づけを廃止する。

以上